



令和5年(ネオ)第606号 上告提起事件

申立人 部落解放同盟ほか234名

相手方 示現舎合同会社 宮部龍彦 三品純

上告理由書

2023年9月1日

最高裁判所 御中

上告人ら代理人弁護士 河村 健 夫



同 山本 志 都



同 指宿 昭 一



同 中井 雅 人



目次

第1 差止めの範囲に関する原判決の誤り.....	4
1 原審の判断.....	4
2 原審の判断に対する1審原告らの主張.....	4
(1) 「差別されない権利」の性質.....	5
(2) 『全国部落調査』そのものの性質.....	8
(3) 「個人の人格的な利益に基づく請求」であっても差止めの範囲は制約されない.....	10
3 小括～憲法上の要請である司法による差別構造の是正.....	10
第2 権利侵害が生じたと認める原告の範囲が狭すぎる誤り.....	11
1 原判決の該当部分の判示.....	11
(1) 原判決の判示（総論部分）.....	11
(2) 原判決の判示（各論部分）.....	13
2 上告理由その1（理由不備・理由齟齬）.....	14
3 上告理由その2（理由齟齬、憲法14条違反）.....	15
第3 業務遂行権（部落解放同盟の人格権）の侵害.....	18
1 原判決.....	18
2 主張整理の誤り.....	18
3 本件における業務遂行権の侵害.....	19
(1) 権利行使としての相当性を越えること（①）.....	19
(2) 受忍限度を越える困惑・不快を与えること（②）.....	20
(3) 「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められること（③）.....	21
(4) 業務遂行権（部落解放同盟の人格権）を認める必要性.....	23
(5) 小括.....	24
4 結論.....	24

第4 本件人物一覧に関する原判決の誤り	25
1 本件人物一覧について名誉権及び差別されない権利の侵害を認めない誤り	25
(1) 原判決の該当部分の判示	25
(2) 上告理由 (理由不備・理由齟齬)	25
2 本件人物一覧についてプライバシー権侵害を認める範囲が狭すぎる誤り	26
(1) 原判決の該当部分の判示	26
(2) 上告理由 (理由不備・理由齟齬)	26
第5 損害額に関する原判決の誤り	28
1 原判決	28
2 損害額算定においてインターネットの特性を考慮していないこと	28
(1) インターネット上の「表現」の特性	28
(2) 原判決は権利侵害の判断においてはインターネットの特性や実際に的確に考 慮していること	29
(3) 損害額の算定において考慮すべきインターネットの特性を考慮していないこ と	31
3 国際人権法を全く考慮していないこと	32
(1) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の規定	32
(2) 人種差別撤廃条約の「世系」の意義	33
(3) 部落差別解消推進は人種差別撤廃条約の義務履行のひとつ	35
(4) 人種差別撤廃条約下での裁判所の判断	36
4 低額な賠償額が本来表現の自由の保障の範囲外ともいうべき言論の横行を許す ...	37
第6 結論	38

第1 差止めの範囲に関する原判決の誤り

1 原審の判断

原審は、本件地域情報の差止め請求に係る2つの争点、すなわち、本件地域情報の公表等による人格権侵害の有無及び内容（争点2）及び本件地域情報に係る差止めの必要性（争点4）について、概ね以下のとおり判断を示した。

争点2について

憲法13条及び憲法14条の趣旨に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するところ、本件地域情報は本件地域の出身者であることを推知させる情報となるものであり、本件地域情報の公表により、本件地域の出身等を理由に不当な扱いを受けるおそれがある者は、この人格的な利益に基づき、地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができる。

争点4について

本件地域情報のうち、1審原告らの法的利益を侵害する部分については削除や公表を禁止する必要性が認められるが、その範囲は、本件地域が属する市町村の範囲の削除や公表の禁止では十分であるとまではいい難いから属する都道府県の範囲で削除を認めるのが相当であり、個人の人格的な利益に基づく請求である以上、その範囲を超えて認めることはできない（争点4）。

2 原審の判断に対する1審原告らの主張

1審原告らは、争点2に対する原審の判断については、原審の判断が実質的に憲法に根拠をおく「差別されない権利」が認められたものととらえた上で、争わない。原判決が、差止めや損害賠償などの法的救済を求めるための法的な根拠として、「不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」の存在を肯定したことは、正当な判断である。しかし、1審原告は地裁段階から一貫して本件地域情報全部、すなわち『全国部落調査』全体の差止めを求めてきており、原審の争点4に対する判断は誤っており、この点については最高裁に

において正しい判断がなされなければならない。

以下、原審判決の争点2に関する判断そのものから全体の差止めが認められるのが自然であること（後述（1））、原審判決の争点2に関する判断にも示されているように『全国部落調査』がリストとしての性質を有することからして全体の差止めが認められなければならないこと（後述（2））、「個人の人格的利益」であることは全体の差止めを認めない根拠とはなりえないこと（後述（3））を述べ、1審原告らの主張が正当であることを明らかにする。

（1）「差別されない権利」の性質

第一に、原審の争点4に対する判断の結論は、原審の争点2中の人格権に対する判断と矛盾する。

ア 全体の差止めが人権保障を実効化するために必要である

原審は、部落差別は差別されない権利を侵害するものであることを前提としながら、『全国部落調査』による地名の公表・流通について、「一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになる」（23～24頁）としている。つまり、本件地域一覧の公表に関しては、実効的に差別されない権利を保障するためには、「不安感」や「おそれ」を払拭することが必要なのである。

部落差別は、地域社会に根ざし、生まれながらにしてその地域周辺の偏見などにさらされるという形のものもあるが、就職や結婚などの人生の節目にあたって、本人の出身地域や先祖・親族の本籍地や住所などのデータをもとに、関連する地区が被差別部落であるかどうかを調査・検索することを契機として行われることも多い。そのような差別の実態からすれば、調査・検索の対象となる、被差別部落とされる地区の地名一覧は、まさに差別しようとする者が差別意識を醸成し、差別事案が生起するための必要不可欠なツールとなる。

1975年、「人事極秘・部落地名総鑑」と題する資料が、主に企業を対象に販

売されていることが発覚し、その後の調査により、同種の資料が少なくとも8種類存在し、延べ223社の企業がこれを購入したことが判明した。この「部落地名総鑑」といわれる書籍には、被差別部落の名称、所在地、戸数及び主な職業などが都道府県別に記載されており、これを購入した企業は、採用の際や従業員の身元調査等にこれを利用していた。法務省は、1989年7月頃まで、各法務局を通じて部落地名総鑑を購入した企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した部落地名総鑑を回収し、これを焼却処分した。このことについては、地裁判決も高裁判決も認定したとおりである。そして、『全国部落調査』は、国がその危険性ゆえに回収したこの書籍と実質的に同じデータが含まれたものなのである。

たとえ、一部の記載について差止めがなされようと、そのような性質の書籍やデータが流通すること自体によって、1審原告らの「不安感」や「おそれ」は依然として残存し続ける。そして、その「不安感」や「おそれ」は1審原告らの気持ちようでどうにかなるものではなく、たとえ一部について記載がなくても書籍やデータが流通すれば、身元調査を行う前提が存在し続けることになるから実際の権利侵害の危険が非常に高い。仮に現在の自分が直接には差別の対象になっていなかったとしても、同様の境遇にある者が差別を受けているという状況の中では、差別の矛先がいつ自分に向くかもしれないという「不安感」や「おそれ」は決して払拭されない。差別を受ける恐怖から1審原告らが自由になるためには、全体の差止めが認められなければならない。

イ 部落差別を誘発する情報を排除すべきである

原審判決は、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の人格的利益の侵害の有無を検討するにあたって、①部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身者等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題

の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い(差別)がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあることという3つの事情を指摘し、これらに鑑み、結果的に人格的利益の侵害を肯定している。この判示は、①部落差別自体の性質(差別意識の払拭は難しく被差別部落の問題は根深いこと)、②被差別者の受ける被害の大きさ(人生に影響を与えるほど甚大な被害が発生すること)、③現代の差別事案の特徴・状況(情報化社会において識別情報の摘示を中心とする差別事案は増加していること)という3側面から、インターネットで識別情報が流通することの危険性や権利侵害の大きさ・回復の困難さに触れており、本件のような類型の事案によって生じる人格権の侵害に関する考慮事項として、まさに的を射たものである。

しかし、このように解するのであれば、部落差別を誘発する情報が流通すること自体が直接的に人格権を侵害すると結論すべきであって、原審のように都府県単位で差止めの範囲を限定することはあまりにも中途半端である。

ウ 原審が認める「人格的な利益」は個人の尊厳を根拠とする

憲法13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と規定し、尊厳をもった個人を尊重するという意味から、最高裁判決も憲法13条は個人の尊厳を保障するものであることを認めている(同条について「個人の尊厳と人格の尊重を宣言したもの」とした最判昭23年3月24日など)。そして、ある存在が人格として認められるためには、他の存在が有する目的を実現するための有用性によってのみその存在意義を測られるのではなく、それ自体が固有の存在意義・目的を有するかけがえのない存在でなければならないのである。そのような人格として存

在するためには、それぞれに自律的選択に基づく活動の自由が認められなければならない。

原審が、部落差別について「差別される者の人間としての尊厳を否定するものに等しく、許容することができないものであること」(21～22頁)を出発点として、人格権の侵害の有無について論じたことに鑑みれば、1審原告らの個人の尊厳が損なわれる可能性のある1審被告らの行為については差止請求権が認められなければならない。

とすれば、本件地域一覧については、掲載された地名と1審原告らとの個別の関連性の有無を問わず、全体について差止めが認められるべきである。

(2) 『全国部落調査』そのものの性質

第二に、原審の争点4に対する判断の結論は、原審の争点2中の本件地域一覧の性質に関する判断と矛盾する。

本件地域一覧は、全国の被差別部落を一覧的にまとめたものであり、『全国部落調査』として作成された当時から、その取扱いによっては大変な人権侵害を惹起されることが認識され、その末尾の余録には、「本書の取扱いに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と注意書きが付されていた。『全国部落調査』が大日本帝国憲法下、現在とは人権保障に対する考え方も制度も異なる、1936年にまとめられたものであるという時代的背景や、同調査が「最近融和事業の積極的計画化にあたり、これが基礎資料として、昭和十年本協會が各府縣に照會して最近に於ける部落の調査報告を受け、これにより若干の集計表を作り、一纏めとして謄寫に附したるもの」(凡例から)であり、「融和事業」推進のための内部的な資料として作成されたものであるという資料としての性質などの事情をおいても、当時から上述のような認識がされそのことが資料自体に明記されていたことに留意されなければならない。つまり、「地域一覧」は差別の対象とされてきた地域のリストであり、また、「生活程度」なども記載されているものであったから、取扱いによっては弊害が生じることが作成当初から認識されていた。

そして、1 審被告らは、この地域一覧が一般に公開された場合、それは差別のために利用されるものであり、それ以外に用途はないことを十二分に認識し、むしろ差別のために用いることを推奨して、拡散を企図していたのである。

「地名一覧」は、単なる「地名の集積」ではない。「全国部落調査」あるいは「部落地名総鑑の原典」として全国の被差別部落が網羅されているという触れ込みで作成された、被差別部落の所在、部落名及び現在の住所を一覧できるようにしたリストなのであり、特定の地域が被差別部落としてリストアップされているかどうかを調べたり、特定の都府県のどこに被差別部落が存在しているのかを調べたりするために用いられる、客観的にみて「差別を行うためのツール」でしかない。原審はこのことを正しくとらえ、『全国部落調査』は昭和 11 年に融和事業の積極的計画化のための非公開の内部資料として作成されたものであったことからすれば、本件地域一覧の公表は『全国部落調査』の作成目的や趣旨に反するものである上、本件地域一覧は、全国の各地域をその個性にかかわらず、一律に同和地区として位置づけ、網羅的かつ一覧的に掲記するものであり、限定された地域に関する上記の報告書【代理人注：同和対策審議会が作成した同和地区精密調査報告書、内閣総理大臣官房審議室が作成した全国同和実態調査結果、内閣総理大臣官房同和対策室が作成した同和地区精密調査報告書、その他各地で作成された調査報告書をさす】等とも趣旨、目的を異にするものである」（27 頁、争点 2 中の「1 審被告らの主張について」の判断）と指摘している。

「全国部落調査」の性質をそのように解するのであれば、そういうリストが存在すること自体が差別を温存し、新たな差別を助長することになることは明白である。原審判決は、インターネットが普及している現在、インターネット上の情報によって、「差別意識が植え付けられ増長するおそれ」があることについても認めている。とすれば、1 審原告らに認められた人格権によって、差別のためのツール全体の差止めが認められるべきである。

(3) 「個人の人格的な利益に基づく請求」であっても差止めの範囲は制約されない

第三に、原審が、「個人の人格的な利益に基づく請求である」ことを理由にして、都道府県の範囲を超えて削除や公表の禁止を求めることができないと判断したこと(33頁)は、人格権に関する判断を誤ったものである。

そもそも、個人の人格的な利益や個人の人権は、不当に侵害された者が適切な救済を受けられることがなければ、実践的に人権保障が実現されたとはいえない。「個人」の利益や権利であっても、その救済の範囲が個人と直接に関わる範囲に限定されるという結論にはならない。

前述したとおり、『全国部落調査』は、作成された当時から「本書の取扱いに就ては弊害なきやう充分留意せられんことを望む」と注意書きが付されていたが、これはある項目や都府県の単位を問題にするものではなく、『全国部落調査』全体について取扱いを注意したものである。被差別部落出身者や関係を有する者が差別という被害を受けることが予想されたからである。つまり、本件地域一覧については、全体を一体のものとして公開・流通を阻止しなければ個人の人格的な利益や権利を保護することができないのである。

つまり、原審が都府県の範囲に限定する根拠として唯一掲げる「個人の人格的な利益に基づく請求である」という事情は、限定の根拠にはなりえない。

3 小括～憲法上の要請である司法による差別構造の是正

現在、国家があからさまに人種や性別といった範疇を明示して行う直接差別は減少したと言われるが、さまざまな社会的領域で、私人間における差別が行われ、このことによって社会的・経済的格差が生み出されるという事象は、今もおびただしく生起している。部落差別もその中の一つであり、原審が認めるように、国家による差別が禁止された(1871年のいわゆる「解放令」)後も、差別意識は払拭されず、深刻な差別事案も依然として、相当に広範に数多くみられている。このような実体からすれば、被差別部落出身者について、平等な市民的地位は十分に実現されたとはいえない。

そして、憲法14条1項前段「国民は、法の下に平等であつて」と、同条項後段「人

種、心情、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とは、分離して解釈を行うことが可能であり、前段は、別異取扱いに対する合理的根拠の提示を要請するものであるとしても、後段を、「差別抑制の要請」ないし「市民的地位の平等の実現の要請」と捉えることが可能である。

被差別部落出身者が集団として劣位の状態におかれていることを前提とすれば、市民的地位の平等化の実現を求める権利は、憲法14条1項後段の「差別されない権利」の内容に含まれる。具体的には、国家によって市民的地位における劣位におかれぬ権利及び社会構造的差別の是正を求める権利が「劣位に置かれぬ」という保障の内容であると考えるのが、条文の文言にも整合する。

そして、この社会構造的差別の是正を求める権利は、立法のみならず司法もその対象となる。実際に、民法の一般条項の憲法適合的解釈を行う裁判例（札幌地判平成14年11月11日判例時報1806号84頁 小樽市公衆浴場利用拒否事件判決、最判昭和56年3月24日民集35巻2号300頁 日産自動車定年制事件判決）は、一定の法制度を前提とした司法による社会構造的差別の是正の一形態と評価できる。司法によって、現に生じている差別構造を是正すること自体が憲法上の要請であることからすると、全体について差止めが認められなければならない。

差別を固定化し、さらに新たな差別を生み出すことが明らかな本件地域一覧については、全体として公表・流通を認めないという判断を下すことが、1審原告らの「差別されない権利」の実現を求める本件訴訟の判断として、適切なものであることは明らかである。

第2 権利侵害が生じたと認める原告の範囲が狭すぎる誤り

1 原判決の該当部分の判示

(1) 原判決の判示（総論部分）

原判決は、差別されない権利の侵害を認めているところ、具体的にどのような範囲で差別されない権利の侵害が生じているかについて下記のとおり判示する。

原判決は、

「上記の不当な扱い（差別）又はそのおそれは、必ずしも本件地域の出身であるという客観的な事実に基づくものではなく、むしろ偏見や差別意識といった人々の心理、主観に起因するものである上、居住移転の自由が保障されている今日においては、本件地域を離れて生活している者も少なくない一方、戸籍謄本等によって取得できる情報は現在の本籍、住所に限られるものではなく、これを手がかりに過去及び親族の本籍や住所を探索することも不可能でないことなどに照らすと」

と判示し、差別の恐れは差別者の主観に起因することを認定する（原判決 24 頁）。

かかる認定を前提として、

「本件地域の出身でなくても①本件地域での居住や②本件地域に系譜を有すること等によっても生じ得るものである」

との基準を示す（原判決 25 頁。番号と下線部は 1 審原告代理人が付した）。その上で、上記②についてさらに敷衍し、差別を受けるおそれのある 1 審原告の範囲について

「そうすると、現に本件地域に住所又は本籍を有する場合はもとより、過去においてこれらを有していた場合、両親や祖父母といった親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた場合においても、不当な扱い（差別）を受又はそのおそれがあるものと判断するのが相当」

として権利侵害を認める原告の範囲について、1 審判決が「1 審原告本人が現在住所または本籍を被差別部落に置いている」場合にのみ権利侵害を認定することとめたことを否定し新たな判断を行なっている。

具体的には「原告本人が現在住所または本籍を被差別部落に置いている」場合に
加え、「1 審原告本人が過去に住所または本籍を被差別部落に置いている」場合や、
「1 審原告の親族が現在あるいは過去に住所または本籍を被差別部落に置いている」
場合にも権利侵害が生じうることを認めて権利侵害が生じる場面を拡張しているの

である（原判決 25 頁）。

その上で、親族に関連して 1 審原告に権利侵害が生じる場合については、

「もっとも…親族については、その範囲は幅広いものであるから…該当するか否かは関係する諸事情に照らし個別に判断するのが相当」

と判示して個別の認定に委ねている（原判決 25 頁）。

（2）原判決の判示（各論部分）

原判決は 1 審原告それぞれについて差止め及び損害賠償請求ごとに個別の認定を行なっているが、これらの個別認定の中から「親族が被差別部落に住所・本籍を置いている」1 審原告について、権利侵害の認定の有無を整理すると下記のとおりである。

1 審原告番号	公正証書による立証の内容	原判決の認定 (権利侵害の肯否)
1 4	1 審原告の父親の従前本籍（甲 344 号証）	○（肯定）
1 6	1 審原告本人の現住所・現本籍（甲 344 号証） 1 審原告の叔母の婚姻後の現本籍（甲 490 号証）	○（肯定） ×（否定）
1 8	1 審原告本人の現本籍（甲 344 号証） 1 審原告の妹の現住所（甲 491 号証）	○（肯定） ×（否定）
2 4	1 審原告の母親の出生地（甲 344 号証） 1 審原告の祖父の本籍（甲 344 号証）	○（肯定） ○（肯定）
2 6	1 審原告本人の現本籍（甲 491 号証） 1 審原告の祖父の出生地（甲 344 号証）	○（肯定） ○（肯定）
2 7	1 審原告の母親の従前本籍（甲 344 号証）	○（肯定）

37	1 審原告の父母の出生地 (甲 344 号証)	○ (肯定)
46	1 審原告本人の現住所・現本籍 (甲 491 号証)	○ (肯定)
	1 審原告の父親の出生地 (甲 344 号証)	○ (肯定)
47	1 審原告本人の改製前の本籍 (甲 344 号証)	○ (肯定)
	1 審原告の妹の現住所 (甲 490 号証)	× (否定)
54	1 審原告の母親の出生地 (甲 344 号証)	○ (肯定)
65	1 審原告本人の現住所・現本籍 (甲 344 号証)	○ (肯定)
	1 審原告の妹の婚姻後の現本籍 (甲 344 号証)	× (否定)
191	1 審原告本人の現住所・現本籍 (甲 344 号証)	○ (肯定)
	1 審原告の父親の出生時の本籍 (甲 490 号証)	○ (肯定)
202	1 審原告本人の現住所・現本籍 (甲 490 号証)	○ (肯定)
	1 審原告の妻の兄の出生地 (甲 490 号証)	言及せず
212	1 審原告の配偶者の従前本籍 (甲 344 号証)	○ (肯定)
213	1 審原告の配偶者の従前本籍 (甲 490 号証)	○ (肯定)

2 上告理由その1 (理由不備・理由齟齬)

原判決は上記の総論及び各論部分における事実認定の結果を踏まえて主文1の(1)から同(6)において差止めの範囲(都府県の範囲)を画し、主文1の(7)及び同(8)において損害賠償の金額を宣言しているところ、1審原告番号202の原告に関する判断において理由不備・理由齟齬の誤りが存在する。

すなわち、1審原告番号202の原告は公正証書(甲490号証)により1審原告

本人及びその親族（妻の兄）に関する立証を行なっているにもかかわらず、原判決は親族に関する立証について何ら言及することなく、原告本人に関する権利侵害のみを認めて差止めの範囲を画し損害賠償の金額を算定した。

かかる判断において、主文を導く理由中に不備があることは明らかである。また、他の全ての1審原告については公正証書に記載した内容と同様の認定を行なっているにもかかわらず1審原告番号202の原告についてのみ公正証書に記載した内容と異なる事実認定を行い、それに基づいて差止の範囲と損害賠償の金額を算定したことは、主文を導く理由に齟齬が存在するものと言える。

3 上告理由その2（理由齟齬、憲法14条違反）

原判決は、1審原告の親族の現在及び過去の住所・本籍等が原判決に言う「本件地域」に存在した場合にも差別されない権利の侵害を認めるが、具体的な認定は個別事情により判断する旨を判示する。

ところで原判決が個別の1審原告の親族に関する認定を行なった結果を見ると、上述の表のとおり

原判決が権利侵害を肯定した親族：「父親」「母親」「祖父」「配偶者」

原判決が権利侵害を否定した親族：「妹」「叔母（父の姉）」

との結果になっている。

これはつまり、直系の親族及び配偶者たる親族との関係では権利侵害を肯定するが、傍系親族との関係では権利侵害を否定する判断としてまとめられる。

しかしながら、このように直系親族と傍系親族とで権利侵害の有無を峻別する判断は何ら合理性はなく、原判決の別の判示部分とも矛盾する判断である。

すなわち、原判決は上述したとおり

「上記の不当な扱い（差別）又はそのおそれは、必ずしも本件地域の出身であるという客観的な事実に基づくものではなく、むしろ偏見や差別意識といった人々の心理、主観に起因する」

として権利侵害（差別）は差別をする側の主観によりその内容が決定される旨分析し

ている。この分析は極めて妥当な分析である。

では、直系親族との関係では部落差別が生じるが、傍系親族との関係では部落差別は生じないとの実態は存在するのかといえ、そのようなことはありえない。部落差別は差別者の主観により内容が決定される以上、「ある者 A の傍系親族が被差別部落出身者である場合、A を被差別部落出身者とみなして差別する」との主観を有する者がいれば当然に部落差別（差別されない権利の侵害）が生じるのである。

例えば、1 審原告 8 5 番の原告の陳述書（甲 1 3 4 号証）には、被差別部落出身である妻と結婚する予定であることを「姉の嫁ぎ先」である京都で報告したところ、姉の義母（1 審原告 8 5 番の原告の姉の夫の母親）から「部落の娘さんとの結婚は絶対認められない」と強硬に反対された結婚差別の実例が記載されている。姉の義母は結婚に反対する理由として「仕事はやめたらしまいが、結婚して子どもが生まれたり部落の血が混じるので反対」「自分（＝姉の義母）の孫娘の結婚にも影響する」と述べている。

姉の義母が「結婚に影響する」と心配するところの「自分の孫娘」と 1 審原告 8 5 番の原告の配偶者との親族関係は、はるかに縁遠いと言わねばならない。1 審原告 8 5 番の原告の配偶者から見れば、自分が結婚することで、自分の配偶者（夫＝1 審原告 8 5 番の原告）の「姉」の「夫」の「母親」の「孫」の結婚に悪影響が出ると言われて差別を受けているのである。姻族の傍系親族の結婚にまで悪影響が出ると言われて差別される。これがまさに、原判決が正当にも指摘するところの「差別者の主観に起因する差別」なのである。

また、1 審原告 1 0 5 番の原告の陳述書（甲 1 3 8 号証）にも傍系親族に起因する結婚差別のケースが記載されている。1 審原告 1 0 5 番の原告の友人男性が女性と結婚する際に当該女性の両親と兄弟に猛反対されたケースで、当該女性の姉から「（当該女性と 1 審原告 1 0 5 番の原告の友人男性が）結婚したら私は離婚させられてしまうから、結婚はやめて」との発言があったと記載されている。

これも、当該発言をした「姉」から見れば、自分の「妹」の「配偶者（＝1 審原告

105番の原告)」が被差別部落出身であるという理由で「姉」本人が結婚差別を受けるといふ趣旨であり、傍系親族の配偶者が被差別部落出身であるというだけで部落差別の被害に遭うとの発言がなされているのである。

このとおり、差別者の主観においては直系親族が被差別部落出身者であろうと傍系親族が被差別部落出身者であろうと区別はなく、どのような親族関係の下でも部落差別を行う人間は部落差別を行うのである。

原判決は、一方で「部落差別は差別者の主観に起因して差別が生じる」と正当にも分析しておりながら、個別の原告に関する判断部分においては「直系親族との関係では差別が生じるが、傍系親族との関係では差別が生じない」旨の不合理な峻別を行なっている。これらの判断は矛盾しており、理由齟齬の違法が存在する。

そもそも、傍系親族といえども兄弟の戸籍は同一の戸籍に記載されている（あるいは過去に同一の戸籍に記載されていた）ことがほとんどである。兄弟は父母のいずれかの戸籍（父母が婚姻していれば両親の戸籍）に全員が記載され、兄弟たちが自らの婚姻などにより新戸籍を編制するに伴って父母の戸籍から抜けてゆくことが通例である。直系親族たる両親と同一の戸籍に傍系親族たる兄弟姉妹が記載されていることが通例なのであるから、身元調査を受けて戸籍を違法に取得された場合に部落差別の被害に遭うリスクは直系親族であろうが傍系親族であろうが、等しく同等に存在することは明らかである。この点でも原判決には理由齟齬の違法が存在する。

さらに、部落差別の被害（差別されない権利の侵害）は差別を行う側の主観により生じるのであり、差別を行う者の主観において直系親族が被差別部落出身であろうと傍系親族が被差別部落出身であろうと被差別部落出身者を忌避する感情を抱いていれば部落差別の被害（差別されない権利の侵害）は生じることが明らかであるにもかかわらず、直系親族であるか傍系親族であるかによって部落差別の被害（差別されない権利の侵害）の有無が左右される旨の不合理な「峻別」を行う原判決の判示は、法のもとでの平等を定めた憲法14条に違反することも明らかである。

第3 業務遂行権（部落解放同盟の人格権）の侵害

1 原判決

原判決は、「1審原告解放同盟の行う業務が、公的団体の事業とその目的や方針において一致しているからといって、当該業務が公的な業務となるものではなく、公的団体の事業と同様に保護されるべきものということとはできない上、上記①については、本件地域情報の公表によって、それまでの1審原告解放同盟の活動の成果が減殺されることがあるとしても、このことによって直ちに1審原告解放同盟の権利利益が侵害されるものではなく、また、上記②については、本件地域情報の公表に対応することは、1審原告解放同盟のその目的に即した本来的な業務の遂行ともいうことができ、業務量が増加したとしても、実際に円滑な業務の遂行が妨害されたことを具体的に認めるに足りる的確な証拠はない。」（原判決28～29頁）とし、一部1審判決を修正している。

もっとも、原判決は「原告らは、本件地域一覧の公開によって、原告解放同盟の業務を円滑に行う権利が侵害されたと主張し、その理由として、①原告解放同盟がこれまで行ってきた差別をなくすための活動成果が減殺されたこと、②本件への対応や第三者からの嫌がらせによって原告解放同盟の業務遂行に一定の支障が生じていること、③原告解放同盟の業務はその業務に従事する者の人格権を内包するものであるから、個人原告らの人格権が侵害されたことで原告解放同盟の業務を円滑に行う権利も侵害されたことを挙げる。」（1審判決31頁）という1審による1審原告の主張整理部分は修正していない（以下、単に「原判決の主張整理」という。）。

2 主張整理の誤り

1審・原審ともに1審原告の主張を主張整理に反映することができていない。その結果、原判決は解放同盟の業務遂行侵害について判断を遺脱している。

1審原告が業務遂行権侵害の理由として挙げているのは、「①差別助長言動が権利行使としての相当性を超え、②解放同盟の構成員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③解放同盟の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該

法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる」であった（控訴理由書88頁）。1審原告は、1審においても同様の主張をしてきた。

これに対し、上記原判決の主張整理①の「原告解放同盟がこれまで行ってきた差別をなくすための活動成果が減殺されたこと」は、1審原告主張①③の一部ではあるものの、その核心を抽出したものではない。上記原判決の主張整理②の「本件への対応や第三者からの嫌がらせによって原告解放同盟の業務遂行に一定の支障が生じていること」もまた1審原告主張②③の一部ではあるものの、その核心を抽出したものではない。上記原判決の主張整理③の「原告解放同盟の業務はその業務に従事する者の人格権を内包するものである」は、解放同盟の業務遂行権（法律上保護されるべき「業務」）が肯定された場合の結論であり、訟務遂行権侵害の「理由」ではない。これを表にまとめると以下のとおりであり、上記原判決の主張整理③は表中に記載できない。

1審原告がしてきた主張	原審による主張整理
①差別助長言動が権利行使としての相当性を超え	①解放同盟がこれまで行ってきた差別をなくすための活動成果が減殺された
②解放同盟の構成員に受忍限度を超える困惑・不快を与え	②解放同盟の業務遂行に一定の支障
③解放同盟の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生する	①解放同盟がこれまで行ってきた差別をなくすための活動成果が減殺された ②解放同盟の業務遂行に一定の支障

このように原判決は、1審原告の主張を主張整理に反映することができていないため、その結果、原判決は解放同盟の業務遂行侵害について判断を遺脱している。したがって、原判決は法人の業務遂行権侵害という憲法13条及び同21条1項の解釈適用に関し、理由不備・理由齟齬の誤りがある（民事訴訟法312条2項6号）。

3 本件における業務遂行権の侵害

(1) 権利行使としての相当性を超えること (①)

控訴理由書では、県作成の同和対策地域総合センター要覧の目次およびセンター

一覧表におけるセンター名・所在地など記載が非開示情報に該当するとした最高裁平成26年12月5日判決（判例自治390号51頁）や、部落地名総鑑等に関する解放同盟の取組みを示し、1審被告らの行為が相当性を超えることを論じた（第4・1(3)）。

この部落地名総鑑事件の経過や行政の対応等については1審判決においても一部事実認定されているが（15～17頁）、原判決でも、「本件地域情報の公表は本件認容原告ら①の法的利益を侵害するものである上、これまでににおいても、本件地域情報が記載された「部落地名総鑑」が企業等に販売され（認定事実(1)ウ）、平成12年に人権教育啓発推進法が、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律がそれぞれ施行された後においても、興信所等の依頼を受けた行政書士による住民票等の不正取得が繰り返されており（(1)カ）、インターネットの普及により情報の流通を制限することは容易でないことなどに照らすと」として、差止の必要性を肯定する事実としている（原判決31頁）。そうすると、原判決の認定及び判断に照らせば、ますます1審被告らの行為が相当性を超えていることが明らかになっているといえる。

（2）受忍限度を超える困惑・不快を与えること（②）

控訴理由書では、1審被告らの行為によって解放同盟の構成員はその対応業務が急増し、それが通常の啓発活動等の範囲を大きく超えていること、その対応の対象としては「全国部落調査」だけでなく、それと不可分一体の形で展開され続けている「部落探訪」への対応もあること等を示し、受忍限度を超える精神的苦痛を生じさせていることを論じた（第4・1(4)）。

この「部落探訪」については、原判決は次のとおり事実認定を補充している。

「動画投稿サイト YouTube を運営するグーグル社は、令和4年11月30日、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反する」との理由で、1審被告宮部が運営する YouTube チャンネル「(5) 神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた被差別部落の地名や風景を載せた合計224本の動画を削

除した。なお、この動画は、1 審被告官部が、1 審被告示現舎のウェブサイトに掲載してきた「部落探訪」と同内容のものである。その後、1 審被告官部は新たに動画サイトを設立した。(甲 357、459、492、495)」と認定事実を追加した(原判決 2 1 頁)。

こうした YouTube を運営する Google 社に対する申し入れや署名運動も、解放同盟及びその構成員が主導的役割を果たしてきた。

原判決は、こうした Google 社等の適切な対応とは対照的な行為を 1 審被告らにとり続けていると具体例を挙げて指摘し、1 審被告らが「本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い(差別)を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。」と判示する(原判決 3 3 頁)。

原判決がいう「差別をうける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく…」という 1 審被告らの姿勢は、これに対応せざるを得ない 1 審原告解放同盟の構成員、また不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされる 1 審原告解放同盟の構成員にとって、受忍限度を超える精神的苦痛を生じさせるものであることをより明らかにしているといえる。

(3) 「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められること (③)

控訴理由書では、佐賀県で起きた「メルカリ事件」等の例を示し、「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では解放同盟に回復の困難な重大な損害が発生すると認められること論じた(第 4・1(4))。

原判決は、「①…心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ」、「②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い(差別)がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚

大きさ」、「③…本件地域の出身者等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ…」と例示列挙し、これらに鑑みると、「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」と判示する（原判決23～24頁）。

解放同盟の業務（責務）は、その構成員を含め全ての部落民について、原判決がいう不安感や怯え等を解消するべく活動することである。しかし、この「不安感」や「怯え」の元凶である「全国部落調査」がインターネットで公開されることが容認されている状態では、その活動の効果は大きく減殺されることになる。まさに1審原告解放同盟の「業務」が著しく阻害されているといえる。

この点、原判決は「本件地域情報の公表に対応することは、1審原告解放同盟のその目的に即した本来的な業務の遂行ともいうことができ」と述べるが、事態を正確に捉えていない。1審原告解消同盟の綱領には、「部落解放が実現された状態とは、部落民であることを明らかにしたり、歴史的に部落差別を受けた地域が存在していても、何らの差別的取り扱いや排除・忌避を受けることなく人間としての尊厳と権利を享受し、支障なく自己実現ができる社会環境になることである。」（甲70）とある。差別を生み出すマイナス要素できる限りゼロに近づけて上記「社会環境」をつくっていかなければならない。しかし、1審被告らの行為は、1審判決や原判決がさまざま認定した部落差別解消に向けた取り組みを著しく阻害し、時計の針を巻き戻すが如きものである。上記「社会環境」から遠のくマイナス要素を何重にも増

やす行いである。1審原告解放同盟の本来業務とはいわばマイナス30の「社会環境」をマイナス20に、マイナス10に、そしてゼロにしていくことであるが、1審被告らの行為は、マイナス30の「社会環境」をマイナス100にするものである。また、1審被告らの行為は、部落差別解消推進法の立法事実の一つとなったほどであり（1審原告準備書面4・第1、1審被告準備書面14・3等）、原判決で大幅に追加認定された法務省人権擁護局が2020（令和2）年6月に発表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」も同法に基づく調査である。上記1審判決や原判決でも認定されているように、1審被告らの行為は、法務省の説示までも無視する、裁判所の決定を潜脱する等、公開行為後の態様も社会通念を逸脱している。このように1審被告らの行為への対応は、「社会環境」に及ぼすそのマイナス要素の大きさ、社会通念から逸脱した行為態様等からして、「本来的な業務の遂行」とは一線を画するものである。

したがって、原判決が認めた人格権としての「差別されない権利」の侵害を前提にすれば、1審原告解放同盟の「業務」に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では回復の困難な重大な損害が発生することがより一層明らかになったといえる。

（4）業務遂行権（部落解放同盟の人格権）を認める必要性

法人の業務遂行権に基づく差止請求権を認めた東京高裁平成20年7月11日決定（判タ1280号329頁と同様、本件でも法人構成員の訴訟追行の負担も考慮されなければならない。

差別と闘う裁判において、当事者が原告となって矢面に立つことは容易なことではない。裁判の当事者になることで、さらなる差別を受ける可能性があるからである。本件では被差別部落にルーツをもつ者が、法人としての解放同盟と共に訴訟提起することで、一定数が原告になることができたが、それ以上に多数の原告になることができなかった者がいる（甲474～484・陳述書）。原告になることで自身や親族が差別を受けることを恐れたり、被告から自身や親族の情報をさらに晒され

るのではないかと恐れたりしたからである（甲 474～484・陳述書）。構成員や被差別部落にルーツを持つ者を差別から守るべき 1 審原告解放同盟としては、本来は個人への本件訴訟追行の負担を避けることが求められる。

また、上記のとおり人格権侵害としての差別されない権利を認めた原判決をもってしても、審個人原告と関連性を有する都道府県の範囲を超えて「全国部落調査」全体を差し止めることはできないとする。そうであれば個人原告にかかる負担はより重くなる。関連性が認められる原告がいない県は差止の対象にならないからである。

さらに言えば、原判決が認めた上記人格権侵害としての「差別されない権利」の侵害、それを支える詳細な認定事実の補充（原判決 第 3・2）等の内容は、まさしく被差別部落にルーツを持つ者が本訴訟の原告になることの困難さを示しているといえる。この意味で、原判決は黙示的に解放同盟の業務遂行権侵害を肯定する必要性を認めているのである。

したがって、本訴訟において、解放同盟の業務遂行権侵害を肯定する必要性は明白である。

(5) 小括

よって、「全国部落調査」等の公開をしている 1 審被告らの行為は、1 審原告解放同盟の業務遂行権ないし業務を円滑に遂行する権利に対する違法な侵害行為といえる。

4 結論

以上述べたとおり、原判決は法人の業務遂行権侵害について憲法 13 条及び同 21 条 1 項の解釈適用を誤っており、上告審において審理が尽くされるべきである（民事訴訟法 312 条 1 項）。

第4 本件人物一覧に関する原判決の誤り

1 本件人物一覧について名誉権及び差別されない権利の侵害を認めない誤り

(1) 原判決の該当部分の判示

原判決は、1 審原告らが、本件人物一覧の公表によって、名誉権及び差別されない権利の侵害を侵害された旨の主張について下記のとおり判示する。

「1 審原告解放同盟に加盟している事実によって、直ちに加盟者の社会的信用、評価が低下し、その平穏な生活が侵害されるとまでは認められず、他にこれらを認めるに足りる的確な証拠はないから、1 審原告らの上記主張は採用することができない。」(原判決 36 頁)。

(2) 上告理由 (理由不備・理由齟齬)

原判決は本件人物一覧について、名誉権及び差別されない権利の侵害を認めていないところ、ここに理由不備・理由齟齬の誤りが存在する。

すなわち、1 審原告部落解放同盟は、「部落の完全解放及び真に人権が確立された民主社会の実現を図ることを目的とし、これを達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する権利能力なき社団である」から、1 審個人原告らが、1 審原告部落解放同盟に加盟している事実が明らかになれば、「部落住民・部落出身者」であることが広く社会に知られることになる。この点について、1 審判決は、「個人原告ら自身が原告解放同盟に所属していること及びその役職名が明らかになれば、一般に同和地区出身者であると認識され得ることとなる」(1 審判決 42 頁) と正しい事実認定をしている。

原判決は、「本件地域の所在に関する情報である本件地域情報は、これのみをもって又はときに他の情報と相まって、本件地域の出身等であることを推知させる情報となるものである。」(24 頁) と認定している。本件地域情報について、このような正しい認定をしながら、本件人物一覧については、これと異なった、誤った認定をしていることは不可解である。

原判決は、本件地域情報については、「本件地域情報の公表により本件地域の出身

等を理由に不当な扱い（差別）を受けるおそれがある者は、上記の人格的な利益に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」（24頁）と正しい判断をしているのだから、本件人物一覧についても差別されない権利の侵害を認めるべきである。また、1審判決と同様に、名誉権侵害も認めるべきである。

原判決は、理由を示さずに、本件人物一覧について、名誉権及び差別されない権利の侵害を認めていない点に、理由不備・理由齟齬の違法がある（民事訴訟法 312 条 2 項 6 号）。

2 本件人物一覧についてプライバシー権侵害を認める範囲が狭すぎる誤り

（1）原判決の該当部分の判示

原判決は、1審原告らが、本件人物一覧の公表によって、これに記載されている一審個人原告らのプライバシー権が違法に侵害されたものと認めながらも、「既に1審原告解放同盟に加盟している事実が一般に広く知られている、または、これを自ら積極的にインターネット上に公開しているといった事情が認められる場合」をプライバシー権が違法に侵害される場合から除外している（35頁から36頁）。

（2）上告理由（理由不備・理由齟齬）

同判示は、1審原告らの主張を理由なく否定するものであり失当である。

これは、原判決が、プライバシー権を「自己情報コントロール権」として捉えず、古典的なプライバシー権の理解を前提としているためになされた判断だと思われる。しかし、1審原告らが繰り返し主張してきたように、プライバシー権は「自己情報コントロール権」であるにとらえるべきであり、これが憲法学上の通説であり、また、裁判所もこの通説を取り入れ始めて久しいのである（1審原告・1審における準備書面15等参照）。

上記自己情報コントロール権に照らせば、いったん開示された情報だからといって、その情報がどのようなコミュニティやどのような媒体でも当該情報が利用・開示・共有することが許されるわけではない。

インターネットの世界におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害は、個人情報の情報収集段階のみならず、保存、利用、開示、共有のあらゆる段階で生じる。原判決が指摘するような「自ら積極的にインターネット上で公開している」状態とは、情報収集段階において、収集が比較的容易な状態にあることを示しているに過ぎない。しかし、インターネット世界におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害は、大量に保存・蓄積された情報がインターネットの拡散力と永続性という特徴により、情報収集後の段階での被害が深刻となる。この点、最高裁平15年9月12日判決 民集57巻8号973号 江沢民講演会事件も、収集後の情報の利用・開示・共有の段階におけるプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害を重視した判決だといえる。

本件でも、「一般に広く知られている者」、「自ら積極的に公開している者」について、部落解放同盟関係者であるという情報収集自体が適法とされる余地はあり得ても、その情報を何らかの形で収集した後の情報の利用・開示・共有（本件人物一覧という特殊な一覧表への情報の公開）は、プライバシー権（自己情報コントロール権）を侵害する違法行為である。

原判決は、本件地域情報に関しては、インターネット上における部落差別事案の増加に注目して、「インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）」と判示しているのだから（23頁）、本件人物一覧に関しても、インターネット上で1審原告らのプライバシー情報が1審被告らによって拡散されることの危険を認識して、「一般に広く知られている者」、「自ら積極的に公開している者」についてもプライバシー権侵害を認めるべきであった。

したがって、1審原告部落解放同盟に所属していることが「一般に広く知られて

いる者」、「自ら積極的に公開している者」には、そのことについて一切のプライバシー権（自己情報コントロール権）侵害が認められないとする原判決は、理由不備・理由齟齬の誤りがある（民事訴訟法 312 条 2 項 6 号）。

第 5 損害額に関する原判決の誤り

1 原判決

原判決は、「本件地域情報の公表により本件地域の出身等を理由に不当な扱い（差別）を受けるおそれがある者は、上記の人格的な利益に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができるものと解される。」（24 頁）とし、1 審判決から合計で 64 万 3500 円増額させた。増額そのものは評価することができるが、認容した 1 審原告ひとりあたりの損害額は 5500 円～4 万 4000 円（1 審被告らの行為によって 1 審原告らに生じた損害にその 1 割の弁護士費用を加算したもの）にとどまる。

原判決は、損害額の認定にあたって、以下で指摘するインターネットの特性や国際人権条約について一切言及しておらず誤っている（原判決は、損害額の算定にあたってどのような要素をどのように考慮しているのか明示していない）。

2 損害額算定においてインターネットの特性を考慮していないこと

(1) インターネット上の「表現」の特性

インターネット上の「表現」には、口頭のみ「表現」、紙を用いた「表現」、テレビ放送を用いた「表現」とは異なる特性がある。しばしば挙げられるのは、①匿名性、②投稿の容易性、③転載の容易性・保存の容易性（＝情報の永続性）、④世界規模のネットワーク（＝情報の拡散性）である。

名誉毀損や差別投稿があった場合、①は加害者特定の困難、②は過激投稿の助長、③は問題情報削除の困難、④は世界規模での被害の拡大という問題を惹起する。つまり、インターネット上の差別「表現」によって被害者が受ける被害は、その他類型のそれとは比較にならないほど大きく、深刻なものになる。こうした被害の大

きさや深刻さは、当然に損害額の認定において考慮されるべきである。

(2) 原判決は権利侵害の判断においてはインターネットの特性や實際を的確に考慮していること

原判決は、法務省人権擁護局が2020（令和2）年6月に発表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」について、次の事実を追加で認定している。

「調査の結果、①法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談等の件数及び地方公共団体等が取り扱った部落差別に関する相談等の件数をみると、部落差別の事案に関し、全体としては顕著な件数の増減の傾向は認められないが、その内訳をみると、インターネット上で行われた部落差別の事案の割合が増加傾向にあること、②今日、現に発生している部落差別の事案の主たるものは、結婚・交際に関するもの、特定の者に対する表現行為、特定の者を対象としない表現行為（識別情報の摘示を含む。）に大別され、特定の者に対する表現行為及び特定の者を対象としない表現行為についてはインターネット上で行われるものが増加傾向にあること、③部落差別が不当な差別であると知っている者でも、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否か気にすると答えた者が15.7%に上るなど、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性があること、④インターネット上の部落差別の実態に係る調査からは、部落調査に関連する情報をインターネット上で閲覧した者の少なくとも一部には差別的な動機がうかがわれるほか、必ずしも差別的な動機ではなく一般的な興味・関心で閲覧した大部分の者についても、インターネット上で部落差別に関する誤った情報や偏見・差別をまおる情報に接することにより、差別意識を植え付けられる可能性がないとはいえないこと、⑤国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであるが、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つ者が比較的多いことにも留意が必

要であること、⑥識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は、インターネット上においても、深刻な人権侵害の類型の一つであると言えるところ、法務省の人権擁護機関では、従前からインターネット上の人権侵害情報に関してプロバイダ等に対して削除要請を行うなどしており、特に識別情報の摘示の事案については、平成30年12月27日付け法務省人権擁護局調査救済課長依命通知により、その目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるとの考え方の下、より積極的な運用を行っており、インターネット上の人権侵害情報に適切に対応するためには、法務省の人権擁護機関がこのような取組を継続することに加え、関係省庁において、通信事業者等との間でインターネット上の人権侵害の実情について情報の共有と意見交換を密にするとともに、多くの相談を受けている地方公共団体との間でもこれらの結果を共有し、地方公共団体自身による適切な対応を促すことも重要であることが指摘された。」(原判決18～20頁)

この認定事実の補足を受けて、原判決は、次のとおり人格権としての「差別されない権利」の侵害を肯定する。

「…そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること(認定事実(2)ア)等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであつ

て、これを受忍すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」

このように原判決は、権利侵害の判断においてはインターネットの特性や実際を的確に考慮しているといえる。特に、前記2(1)の特性④情報の拡散性については十分に考慮していると思われる。

(3) 損害額の算定において考慮すべきインターネットの特性を考慮していないこと

上記のとおり権利侵害の判断において考慮されていたインターネットの特性や実際は、損害額の認定においては考慮されていない。少なくとも明示されていないし、数万円程度の損害額という結果から見て考慮されたとは考えられない。損害額の認定においても、権利侵害の判断において考慮されていたインターネットの特性や実際が的確に考慮されていれば、1審原告ひとりあたりの損害額が数万円という結論にはならなかったはずである。

例えば、在特会が徳島県内の労働組合を標的に執拗な街頭宣伝を繰り返して、その様子を録画した映像をインターネット上で公開した事件において、高松高判平成28年4月25日ジュリスト1518号296頁（最三小判平成28年11月1日上告棄却・不受理）は、「インターネット上に公開された映像は、例え当該動画サイトから削除されたとしても、これを閲覧した者によりデータが保存され、繰り返し再生することが可能となることは容易に想定でき、被害者に大きな精神的苦痛を与える」と判示して約330万円の損害を認めている。また、別のインターネット上の投稿による権利侵害が問題になった東京地裁平成26年9月19日決定（最決平成29年11月20日）も、「一旦インターネット上に上げられた情報には永続性があり、検索機能を使用することによりいつでもどこでも情報にアクセスすることができ、さらに、取得した情報はこれを拡散しようと思えば手元の操作で容易にできる。これらは紙媒体ではなかった特徴であり、それ故にインターネット上の名誉毀損や侮辱の被害は、新聞紙・雑誌や書籍などによる名誉毀損や侮辱の被害の程度と比較して著しく大きいものとなり得る。」と同旨の判断をしている。

原判決が認めた「差別がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ」、差別に対する「不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されること」という権利侵害が、インターネットの特性と相まって、永続性、拡散性をもって惹起されるのである。こうした判断を原判決は遺脱しており、実質的に憲法13条及び同14条1項に基づく権利救済をしていないという点において、憲法に違反する（民訴法312条1項）。

3 国際人権法を全く考慮していないこと

(1) 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の規定

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（日本国1995年12月1日国会承認、同月20日公布（条約第26号）、1996年1月14日発効（平7外告674）。以下、「人種差別撤廃条約」という。）の規定は次のとおりである（訳：日本政府）。

第1条

第1項：この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

第2条

第1項：締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、…(a)(b)(c)(e)省略…

(d) 各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

第2項：締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなつてはならない。

第4条

：締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。…(a)(b)省略…

(c) 国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第6条

：締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

(2) 人種差別撤廃条約の「世系」の意義

上記のとおり人種差別撤廃条約第1条1項は、同条約が禁止する「人種差別」に

「世系」に基づく差別を含め、また、同条約2条2項は、締結国が「当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置」（すなわち、積極的差別是正措置）を取ることを求めている。

「世系」の解釈には争いがあるが、インドのカーストのような法律上または事実上の身分階層上の地位に基づく差別も「世系」に基づく差別として同条約の適用対象になると解すべきである。同条約8条に基づき設置された人種差別撤廃委員会は、1996年、インド政府報告書の審議の際に、同国のカーストに基づく差別が同条約1条1項の「世系」に基づく差別に当たると明言し、2000年のネパール、2001年のバングラデシュの各報告審議の際にも同様の見解を示した。2001年の日本政府報告書の審議の際には、部落差別も「世系」(descent)に基づく差別であるとしている(甲363・人種差別の撤廃に関する委員会第58会期「人種差別の撤廃に関する委員会の総括所見」(外務省仮訳))。

また、人種差別撤廃委員会は、「一般的な性格を有する勧告29」(2002年)において、「『世系』に基づく差別がカーストおよびそれに類似する地位の世襲制度(systems of inherited status)等の、人権の平等な享有を妨げ、または害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含む」としている(「世系に基づく差別に関する一般的な性格を有する勧告29」(村上正直訳)・村上正直『入門・人種差別撤廃条約』解放出版社2009,88~94頁)。その後も人種差別撤廃委員会は、「日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見」(2018年)において、「世系に関する一般的勧告29(2002年)第1条第1項に留意し」、「部落民に対する差別を世系に基づく差別であると認識すること」等を締約国(日本)に対して勧告している(甲364)。

さらに、村上正直は、次の三点からみて「世系」に関する委員会解釈は合理的だと述べる(村上正直『入門・人種差別撤廃条約』解放出版社2009,18~19頁)。①条約が定める他の差別禁止事由によって表明されている条約の理念と合致する。すなわち、カースト差別や部落差別も、出生という、個人の努力によっては克服しえ

ない事情に基づく差別である。②条約が定める差別撤廃のための法的・政策的措置、特に、私的差別規制措置（第2条1項(d)）や、社会的に脆弱な集団に対する積極的差別是正措置（第2条2項）、差別扇動の禁止措置（第4条(a)）、効果的な救済措置（第6条）、積極的な啓発措置（第7条）などは、カースト差別や部落差別を解消するために有用である。③委員会解釈には特段の不都合はなく、「世系」という文言がカバーするのはカースト差別、部落差別およびその他のこれに類似する差別以外にはほとんど考えられないから、条約の適用対象を不当に拡大することにはつながらない。

よって、日本における部落差別は「世系」に基づく差別に該当し、同条約締結国である日本は、部落差別解消のための私的差別規制措置（第2条1項(d)）、積極的差別是正措置（第2条2項）、差別扇動の禁止措置（第4条(a)）、効果的な救済措置（第6条）、積極的な啓発措置（第7条）をとる義務を負っている。日本国は、憲法98条2項に基づき、同条約を誠実に遵守する義務を負っているから、同条約に基づき部落差別解消のための積極的差別是正措置等をとる憲法上の義務を負っている。

これを、被差別部落出身者の側から見れば、同条約及び憲法98条2項に基づき部落差別解消のための積極的差別是正措置等を受ける権利が保障されているものといえる。

(3) 部落差別解消推進は人種差別撤廃条約の義務履行のひとつ

2016年12月16日施行された部落差別解消推進法は、理念法ではあるものの、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明文で認め、「相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進」を目的としている。

そうすると、部落差別解消推進は上記人種差別撤廃条約によって義務づけられている積極的差別是正措置等の履行のひとつだと評価できる。

したがって、部落差別解消推進法は、条約上ないし憲法上の権利の具体化だと見るべきである。

(4) 人種差別撤廃条約下での裁判所の判断

前述のとおり人種差別撤廃条約は、効果的な救済措置の確保等を義務づけている(第6条)。この点に関して、在特会等に対する街頭宣伝差止め等請求事件・京都地裁平成25年10月7日判決は次のように述べる。

「…このように、人種差別撤廃条約2条1項は、締結国に対し、人種差別を禁止し終了させる措置を求めているし、人種差別撤廃条約6条は、締結国に対し、裁判所を通じて、人種差別に対する効果的な救済措置を確保するよう求めている。これらは、締結国に対し、国家として国際法上の義務を負わせるというにとどまらず、締結国の裁判所に対し、その名宛人として直接に義務を負わせる規定であると解される。

このことから、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約上、法律を同条約の定めに適合するように解釈する責務を負うものというべきである。」

「…しかし、人種差別となる行為が無形損害(無形損害も具体的な損害である。)を発生させており、法709条に基づき、行為者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができる場合には、わが国の裁判所は、人種差別撤廃条約上の責務に基づき、同条約の定めに適合するよう無形損害に対する賠償額の認定を行うべきものと解される。

やや敷衍して説明すると、無形損害に対する賠償額は、行為の違法性の程度や被害の深刻さを考慮して、裁判所がその裁量によって定めるべきものであるが、人種差別行為による無形損害が発生した場合、人種差別撤廃条約2条1項及び6条により、加害者に対し支払を命ずる賠償額は、人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならないと解されるのである。」

これを本件についてみると、1審被告らによる「全国部落調査」等の公開行為等は、人種差別撤廃条約が禁止する「人種差別」に該当するのであり、そうした条約上の権利侵害であることを考慮して慰謝料ないし無形損害はより高額に算定されな

ければならない。こうした判断を原判決は遺脱しており、憲法98条2項に違反する。

4 低額な賠償額が本来表現の自由の保障の範囲外ともいうべき言論の横行を許す

北方ジャーナル事件・最大判昭61年6月11日・民集第40巻4号872頁の大橋進裁判官の補足意見は次のとおりである。

「以上、私は、事前抑制につき厳しい態度をとる多数意見（この点は谷口裁判官意見も同様である）に全面的に賛同するものであるが、反面、『生命、身体とともに極めて重大な保護法益である』る名誉を侵害された者に対する救済が、事後的な形によるものであるにせよ十分なものでなければ、権衡を失することとなる点が強く指摘されなければならない。わが国において名誉毀損に対する損害賠償は、それが認容される場合においても、しばしば名目的な低額に失すとの非難を受けているのが実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいうべき言論の横行を許す結果となっているのであって、この点は、関係者の深く思いを致すべきところと考えられるのである。」

この1986（昭和61）年の補足意見は、インターネットも、インターネット上の差別も無かった時代のものである。同補足意見から37年が経過し、差別に対する法規制、インターネットの出現等によって状況は様変わりした。例えば、女性差別撤廃条約は1985年に締結、1986年に男女雇用機会均等法が施行、人種差別撤廃条約は1995年に加入、いわゆる差別解消三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」・「部落差別の解消の推進に関する法律」）はいずれも2016年に施行された。こうした法整備がなされた今日においても、残念ながら大橋補足意見は古びることなく、そのまま本件（インターネットに関する差別事件）の原判決への批判となる。

インターネットをめぐる状況は日々刻々と進化している。大橋補足意見が指摘する内容はますます「関係者の深く思いを致すべきところ」となっている。この点につい

て実質的に憲法13条及び同14条1項に基づく権利救済をしていないことが憲法に違反する（民訴法312条1項）という観点から上告審において審理が尽くされるべきである。

第6 結論

以上より、原判決のうち1審原告が不服とする部分は破棄されるべきである。

以上